



南島原市国際交流員

フランチのプレフェリート♥南島原

I ricordi di Franci ~フランチの思い出①

※「プレフェリート」とは、イタリア語で「おすすめ」という意味です。



着任して初めての広報写真

私の任期が満了するまであと4ヶ月。ちょうど今、心地よい春の風がそよいでいます。

4～8月号のコラムでは、桜の花びらを眺めて色々思い出しながら南島原で過ごした5年を振り返りたいと思います。

まず、漢字で1年目を表すならば、「新」という漢字が相応しいと思います。そのようなことを考えている私がいて、本当に日本的に考えるようになったんだなと、今気付きました(笑)。桜の花びらを着想しているところも同様でしょうが…(爆笑)。

さて、なぜ「新」を選んだかというと、5年前私は大学院の卒業試験を終え、ドイツのアパートを出てイタリアに荷物を運んだ後、東京に到着し、3日間の研修を終えた後、南島原市に着任して全く新しい生活に飛び込んだからです。

初めての仕事や、知らない人たち、新しい環境などに慣れるまでかなり時間がかかりました。その中で、「南

島原弁」を理解するのに苦労しましたが、幸いなことに以前、関西に住んでいたことや、幼い頃から言葉に関して敏感なこともあり数カ月で随分理解できるようになりました。

また、仕事の面では、外国との姉妹都市を目指していた南島原市のために、イタリア・ポルトガルの架け橋となるために働き始めました。そのような中、この地域のキリシタン史を勉強することで、キエーティ出身のヴァリニャーノ神父のことや、未知の母国の歴史を知ることができました。

また、ポルトガル語が分からない私は英語でポルトガル人とやり取りをしていました。イタリア人もポルトガル人も地中海人なので、人柄が似ていることからコミュニケーションが取りやすかったし、沢山の面白い経験を積むことができました。

その他、イタリア文化講座や、広報紙のコラム、学校や公民館などで行った異文化交流会では、何もかも初めてで緊張していた記憶がありますが、いつも熱心な受講者の皆さんに囲まれ、ニコニコしてくれた子どもたち、興味深くコラムを読んでくれた皆さんに恵まれたので、段々と自信を持つようになり、より有意義な事業を企画できるようになりました。

そういうことで、1年目は初めての仕事に挑戦し、少しずつ新生活に慣れながら地域の人たちと仲良くできた1年だったと思います。もちろん苦労する時もありましたが、支えてくれた皆さんのおかげで素敵な1年になりました。



つなごう未来へ！
島原半島ユネスコ世界ジオパーク

ジオパークで あり続けるための取り組み



島原半島ユネスコ世界ジオパーク
キャラクター「ジオくん」



島原半島ユネスコ世界ジオパーク
キャラクター「ジオちゃん」

図 島原半島ジオパーク協議会 ☎0957-65-5540

ジオサイト③4 ～大きく成長した～「平成新山」



深江町から見た山の様子。1991年6月16日撮影。

後に「平成新山」と名付けられた溶岩ドームは、1991年5月20日に、普賢岳山頂から東に位置していた地獄跡火口から出現しているのが確認されました。

この溶岩ドームは、時にその一部が崩落し、火砕流を発生させながらおよそ5年間成長を続け、現在の形になりました。噴火前の地獄跡火口の標高は約1250mでしたが、そこから噴出したマグマがつくりあげた平成新山の標高は、



現在の山の様子。

1483mにもなりました。わずか5年間で、230m以上も山が高くなったのです。平成新山は、その形成過程が克明に記録された数少ない火山の一つであり、日本を代表する火山活動の証として、国の天然記念物に指定されています。

※4月の「島原半島ユネスコ世界ジオパークセミナー」はお休みします。

JICA 青年海外協力隊 シニア海外ボランティア

参加者募集



図JICA九州 市民参加協力課 ☎093-671-6311

青年海外協力隊、シニア海外ボランティアを3月31日から5月10日の期間中に募集します。

また、この期間に、事業の概要や元ボランティアの体験談や活動紹介を行う「体験談&説明会」が下記にて開催されます。



☎4月1日(土) 午後3時～5時

☎長崎市立図書館

☎4月12日(水) 午後7時～8時30分

☎長崎ブリックホール

☎青年海外協力隊…1977年5月11日から1997年10月1日までに生まれた人で日本国籍を持つ人

シニア海外ボランティア…1947年5月11日から1977年5月10日までに生まれた人で日本国籍を持つ人

教えて！国民年金 国民年金保険料学生納付特例制度

日本に住んでいる20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象者は、学校教育法に規定する大学（大学院）・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校などに在学中の学生です。申請希望の人は、お近くの年金事務所、または市役所および各支所へ届け出てく

ださい。

なお、平成28年度にこの制度により保険料納付を猶予されている人で、平成29年度も引き続き在学予定の人には、基礎年金番号が印字されたハガキ形式の「学生納付特例申請書」が4月初旬に送付されます。

同一の学校に在学中の人は、このハガキに必要な事項を記入し返送することで、平成29年度の申請ができます。

この場合、「在学証明書」や「学生証の写し」の添付は不要です。

※詳しくは、年金事務所または市役所保険年金課（各支所）へお尋ねください。

☎日本年金機構諫早年金事務所 ☎0957-25-1662
南島原市 保険年金課 ☎73-6641 または 各支所